

【取扱注意】

2023年
南大津通歩行者天国
警備計画書



ALSO K

中京綜合警備

目 次

1. 警備計画

【1-1 警備対象】	1
【1-2 警備目的】	1
【1-3 警備実施日時及び人員】	1
【1-4 業務担当別人員配置表】	2
【1-5 警備部隊要領】	2
【1-6 警備実施要領】	2
【1-7 警備担当業務】	3
【1-8 警備業務に従事する警備員の資格等】	3
【1-9 警備報告】	3
【1-10 基本初動対策】	3~4
【1-11 通信及び指示系統図】	5
【1-12 装備資器材の配分表】	6
【1-13 警備体制表】	6
【1-14 周辺警戒 実施要領】	7

2. 図面(配置図)

【通常配置図】

【看板設置図】

1. 警備計画

1-1 警備対象

催事名	2023年 南大津通歩行者天国		
場 所	名古屋市中区栄三丁目 大津通 栄交差点～矢場町交差点		
日 時	春 6日間 12:00～18:00 4月23日(日)・30日(日)、5月 7日(日)・14日(日)・28日(日)、6月 4日(日) 秋 6日間 12:00～17:00 10月1日(日)・8日(日)・15日(日)・29日(日)、11月5日(日)・12日(日)		
催事概要	栄交差点から矢場町交差点までの大津通りを歩行者天国として開放し、街の活性化につなげる。 ※荒天中止 主 催 南大津通歩行者天国運営委員会 後 援 名古屋市、愛知県		
契約先名	南大津通歩行者天国運営委員会		
	部署名		担当者 中尾 美和子 様
	TEL	052-241-9804	Fax 052-243-0932

1-2 警備目的

<ul style="list-style-type: none"> ① 交通規制に伴う通行車両への迂回案内と広報による渋滞の緩和。 ② 適切な来場者対応を基本とし、迅速、適切な諸事案の対応と処理。 ③ 固定観念にとらわれず、情勢や状況の変化に対応できる柔軟な警備体制の確保。 ④ 不審者、不審物の早期発見に努めることにより、事案発生の未然防止。 ⑤ 制服での警戒姿勢をアピールすることによる、来場者への安心感の供与。
--

1-3 警備実施日時及び人員

開催日			
交通規制・周辺警戒・広報			
春	12:00 ~ 18:00	32名	(11:00 準備開始、18:30 一次撤去終了)
秋	12:00 ~ 17:00	32名	(11:00 準備開始、17:30 一次撤去終了)
※雨天中止時(バス停での迂回中止広報)	春	12:00 ~ 18:00	6名
	秋	12:00 ~ 17:00	6名

1-4 業務担当別人員配置表

	警備員
栄交差点	4
東側2線規制	5
西側2線規制	5
矢場町交差点	4
周辺警戒・広報(全域・統括)	2
周辺警戒・広報(北エリア)	6
周辺警戒・広報(南エリア)	6
合計	32

1-5 警備部隊要領

- ① 現地警備隊本部 … ヤマサンパーキング1階 本部車両
- ② 警備部隊の編成 … 本社課員を責任者とする警備部隊を編成
- ③ 集合時間 … 規制開始1時間前
- ④ 集合場所 … 資機材倉庫(エフエックスビル)
- ⑤ 警備員の服装及び携行装備
 - ア. 制服(夏・合服)・制帽(略帽)・ジャンパー・帯革・白手袋・黒靴・夜光チョッキ
 - イ. 警笛・筆記具・雨具一式(雨天時)
 - ウ. 誘導灯・無線機・手持ち看板

1-6 警備実施要領

- ① 規定時間に規制開始ができるよう、余裕をもって資機材の準備を行うこと。
- ② 資機材で通行者に危険が及ばないよう、移動時、設置時は特に留意すること。
- ③ 風が強い場合は、資機材の使用にあたっては慎重を期すること。
- ④ 2線規制は、規制開始5分前に行うこと。
- ⑤ 2線規制内の駐車場は利用可能であるため、所有者、利用者に十分配慮すること。
- ⑥ 歩行者天国内は、自転車・電動キックボードも押して通行となるため、事前広報を十分行うこと。
- ⑦ 規制後の残駐車車両については、警察官帯同のもと、安全に規制外へ誘導すること。
- ⑧ 緊急車両、及び限定通行許可車両の通行には、周囲の安全に十分留意すること。

1-7 警備担当業務

- ① 資機材の設置、撤去
- ② 規制開始前の駐車車両、駐輪自転車に対する広報
- ③ 交通規制の実施(警察官の指示による)
- ④ 歩行者天国内の安全確保(自転車・電動キックボードの運転者、不良行為者に対する声かけ)
- ⑤ 通行車両に対する迂回案内
- ⑥ 2線規制内駐車場利用車両の誘導
- ⑦ 渋滞緩和のための措置
- ⑧ 不審物、不審者の早期発見とその対処
- ⑨ その他必要な業務

1-8 警備業務に従事する警備員の資格等

- | | |
|----------------|-----|
| ① 警備員指導教育責任者 | 1 名 |
| ② 交通誘導警備業務検定2級 | 1 名 |
| ③ 雑踏警備業務検定2級* | 1 名 |
| ④ 救命講習修了者 | 1 名 |

1-9 警備報告

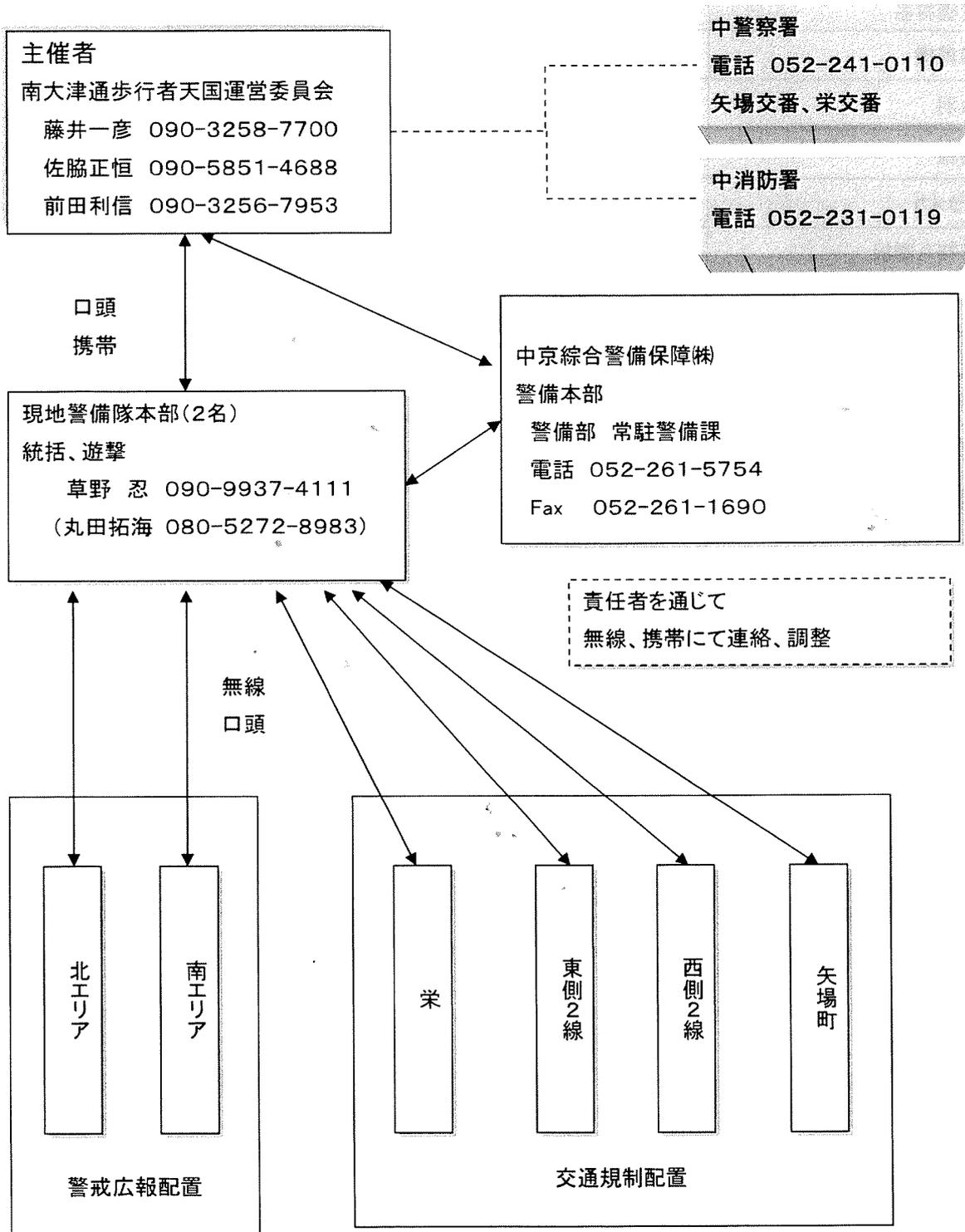
- ① 警備業務上番時には、配置確認の上、担当者に報告する。
- ② 警備業務終了時(特異事案がない場合)には、担当者に異常の有無を口頭で報告する。
- ③ 緊急の連絡を必要とする場合は、「通信及び指示系統図」に基づき担当者等への報告、及び必要があると認められる場合には関係機関への通報を実施する。
- ④ その他、警備実施の状況により適宜報告する。

1-10 基本初動対策

対処事案	基本的な初動対応策
交通事故	<p>負傷者の救護を第一とし、必要に応じて救急、警察に通報する。</p> <p>二次災害を防止するため、必要な措置(交通規制、誘導)を講ずる。</p> <p>重要事案の場合には、現場保存はできるだけ広範囲に実施し、警察官臨場まで立入禁止広報を実施する。</p>
火災	<p>担当者等関係者に報告、必要に応じて消防・警察に通報する。</p> <p>初期消火にあたるとともに、負傷者の救出、救護にあたる。</p> <p>緊急車両通行路の確保、及び誘導。</p> <p>雑踏整理を行い、二次災害の防止に努める。</p>

怪我・急病人	傷病人の容体を確認し、担当者等関係者に報告する。 容体により、救急に通報する。出来得る範囲で傷病人の要望を聞き入れる 緊急車両通行路の確保、及び誘導。
地震	来場者がその場所からむやみに移動しないように制し、状況判断により担当者等関係者に場内放送を要請し、安全な場所へ避難誘導する。
不審物発見	責任者に連絡し、警察に即報する ① 立入禁止区域を設定して現場保存する。 ② 来場者の避難誘導に努める。(パニックを起こさせないように、過剰な表現は避ける) ③ 警察官の到着を待って、速やかに現場を引継ぐ。 「踏むな」「触るな」「蹴飛ばすな」
不審者発見	不自然な持ち物、不自然な行動に気が付いた場合は、責任者に即報する。 ① 応援を呼び、動向監視に努める。 ② 応援が到着したら、状況に応じて、丁寧に不審に思われないような声掛けを行う。 ③ 声掛け時も間合いを取り、受傷事故に留意する。
業務妨害事案	警戒を厳重にし、不法占拠等発生の防止に努める。 ① 事前情報の収集に努め、来場者の動向に注意する。 ② 挙動不審者を認知したときは、動向を監視し、必要により声掛けを実施する。
迷子・迷い人	① 付近に保護者がいないかどうか検索する。 ② 保護者がいない場合は、歩行者天国本部に、保護の有無を確認するとともに付近の交番に案内する。
拾得・遺失物	① 基本的には公道であるため、最寄りの交番にて対応してもらう。 ② 遺失の場合は、可能性のある施設にも問合せをするよう助言する。

1-11 通信及び指示系統図



1-12 装備資機材の配分表(自社分)

資機材名	本社(自社分)	エフエックスビル
無線機	16(貸与分含む)	
合羽	16	
略帽	16	
トラメガ	6	
手持ち看板	4	
カラーコーン	57	39
コーンバー	35	
矢印看板	3	
プラ柵		22
大型看板		34
小型看板		20
ウェイト	132	
阻止アングル		22

1-13 警備員体制表(配置は別添図面参照)

	人 員
交通規制部隊	18名
周辺警戒部隊	14名
合計	32名

1-14 周辺警戒広報警備業務実施要領

勤務配置 春 12:00 ~ 18:00 14名 (11:00 準備開始)

秋 12:00 ~ 17:00 14名 (11:00 準備開始)

1. 集合

10:15 中京綜合警備保障(株)本社 事前教育実施

2. 勤務要領

11:00 任務開始 不審物及び不審者の検索を実施

歩道上(植込みなど死角部分にも十分注意)

車道上、中央分離帯(歩道からの目視、車道には出ない)

建築物敷地内(建造物外スペースにも注意)

※大津通の駐停車車両への移動案内

※標識目隠しの準備(設置)

12:00 交通規制開始 歩行者天国開催

大津通の交差点付近に配置し、歩行者天国内での自転車、電動キックボード走行が行われないよう広報を行う。

禁止行為発見時には、隊長に報告の上、説明を行う。

17:45 歩行者天国終了(信号復旧) 注: 秋-16:45

※標識目隠しの取り外し

横断歩道において、歩行者への広報を行う。

「歩行者用信号に従って横断してください」

18:00 交通規制解除 任務解除 注: 秋-17:00

3. 留意事項

- ・持ち主不明の物品を作らない。
手から離れている荷物は、周囲に確認し、置引き注意の広報を実施する。
- ・不審物を現認した場合は、隊長に即報し周囲の警戒にあたる。
警察官到着後は、その指示に従うこと。
- ・ペットボトル等のゴミについては、物品放置の雰囲気を作らせないためにも、積極的に回収する。
- ・少しでも不審と感じたら、躊躇せず、責任者に即報する。
- ・説明を行うも禁止行為を続ける悪質な輩には、複数で対応して受傷事故防止に努める。

以上